様式第１号

番　　　　　　　　　号

　　年　　月　　日

山梨県知事　殿

所在地

団体名

代表者名　　　　　　　　　　　　印

山梨県副業・兼業人材活用促進事業費補助金交付申請書

このことについて、山梨県副業・兼業人材活用促進事業費補助金の交付を受けたいので、山梨県副業・兼業人材活用促進事業費補助金交付要綱第５条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

１　補助対象経費　　　　金　　　　　　　　　　円

２　補助金交付申請額　　金　　　　　　　　　　円

３　添付書類

（１）実施計画書（様式第１号の２）

（２）交付申請額算定内訳表（様式第１号の３）

（３）人材紹介手数料の金額が確認できるもの（申請者が有料職業紹介事業者に人材紹介サービスの申込みをしたことを証する書類、見積書、手数料内訳書、手数料確認書等）

（４）副業・兼業人材との業務委託契約書等の写し又はこれに代わる資料

（５）誓約書（様式第１号の４）

（様式第１号の２）

実施計画書

|  |  |
| --- | --- |
| １　副業・兼業人材の氏名 |  |
| ２　副業・兼業人材の居住地（都道府県） |  |
| ３　副業・兼業人材の勤務地（都道府県） |  |
| ４　副業・兼業人材の業務内容 |  |
| ５　利用した有料職業紹介事業者 |  |
| ６　契約締結日 | 年　　月　　日 |
| ７　業務開始（予定）日 | 年　　月　　日 |
| ８　業務完了（予定）日 | 年　　月　　日 |
| ９　補助対象経費計  　　うち人材紹介手数料  　　うち報酬  　　うち移動費 | 円  （　　　　　　　　　　　　　　円）  （　　　　　　　　　　　　　　円）  （　　　　　　　　　　　　　　円） |
| 10　補助金交付申請額 | 円  （千円未満切り捨て） |

（様式第１号の３）

交付申請額算定内訳表

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 内容 | 積算 | 補助事業に要する経費 | 補助対象外経費（消費税等） | 補助対象  経費 |
| 人材紹介  手数料 |  |  |  |  |
| 報酬 |  |  |  |  |
| 交通費 | 【鉄道費】  グリーン車等特別に付加された料金は対象外 |  |  |  |
| 【バス運賃】 |  |  |  |
| 【その他移動に要する経費】  実費額によることができない場合の車賃の額は、1キロメートルにつき３７円 |  |  |  |
| 宿泊費 | 【宿泊費】  １泊当たりの上限額：12,000円/泊（食費は含まない。） |  |  |  |
| 合　計 | | 円 | 円 | 円 |

（注）１「積算」には、経費ごとに積算内容を記入すること。（@単価（消費税等込み）×数量＝金額（消費税等込み）

　　　２「補助事業に要する経費」については、見積書、価格表等による正確な金額を記載すること。

　　　３消費税額及び地方消費税額は、「補助対象外経費」欄に記入すること。「補助対象経費」は、「補助事業に要する経費」から「補助対象外経費」を控除した金額を記入すること。

（様式第1号の４）

誓約書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に次の１から４の事項を照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

１　宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。

２　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第５項の規定に該当する営業を行う事業者でないこと。また、これらの営業の一部を受託する営業を行う事業者でないこと。

３　自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。

（１） 暴力団 （暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（２） 暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（３） 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

（４） 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

（５） 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（６） 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記

（１）から（５）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者

４　３の（２）から（６）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

５　山梨県副業・兼業人材活用促進事業費補助金の申請にあたり、次の全てに該当します。

（１） 山梨県プロフェッショナル人材戦略拠点による支援を受け、プロフェッショナル人材を副業・兼業により活用した事業者であり、かつ、過去に山梨県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じた副業・兼業人材の活用を行ったことがない事業者であること。

（２） 活用する副業・兼業人材が事業者又は事業者の取締役の３親等以内の親族でないこと。

（３） 補助対象経費に対し、国又は他の地方公共団体から過去に補助金、助成金等の交付を受けていないこと又は将来交付を受ける予定がないこと。

　　年　　月　　日

山梨県知事　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　〔 法人、団体にあっては事務所所在地 〕

住所

　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　 〔 社印または代表者印 〕

（ふりがな）

法人名　　　　　　　　　　　　　　　　 　㊞

（ふりがな）

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　㊞（男・女）

生年月日（大正・昭和・平成・令和）　　　年　　月　　日

様式第２号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　　　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　山梨県知事

山梨県副業・兼業人材活用促進事業費補助金交付決定通知書

　（元号）　　年　　月　　日付けで申請のあった山梨県副業・兼業人材活用促進事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、山梨県副業・兼業人材活用促進事業費補助金交付要綱第6条の規定により次のとおり通知します。

１　補助対象経費　　　　　　金　　　　　　　　　　円

２　補助金の交付決定額　　　金　　　　　　　　　　円

３　補助金の交付の条件

（１）補助事業の内容を変更しようとするときは、補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第３号）に必要な書類を添付して知事に提出し、承認を受けること。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りでない。

　　ア　補助対象経費の各費目相互間におけるいずれか低い額の２０％以内の経費の配分の変更

　　イ　補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更

（２）補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けること。

（３）補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

（４）次に掲げる場合には、交付決定の全部若しくは一部を取消すことがある。

ア　補助金を補助対象経費以外の用途に使用したとき

イ　補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

ウ　補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

エ　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

（５）補助金の交付決定を取り消した場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（６）補助金の交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年１０．９５％の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

（７）補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年１０．９５％の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

（８）補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

（９）補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して３０日を経過した日又は交付決定をした年度の３月５日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（様式第４号）に必要な書類を添付して知事に提出しなければならない。

（１０）補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して５年間、整備保管しておかなければならない。

様式第３号

番　　　　　　　　　号

　　年　　月　　日

山梨県知事　殿

所在地

団体名

代表者名　　　　　　　　　　　　　印

山梨県副業・兼業人材活用促進事業費補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書

　（元号）　　年　　月　　日付け　　第　　　　　　　号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により事業計画を変更（中止・廃止）したいので、山梨県副業・兼業人材活用促進事業費補助金交付要綱第７条の規定により、申請します。

１　変更（中止・廃止）の理由

２　変更（中止・廃止）後交付申請額　　　金　　　　　　　　　　　　　円

※　変更の場合、交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した書類を添付すること。

様式第４号

番　　　　　　　　　号

　　年　　月　　日

山梨県知事　殿

所在地

団体名

代表者名　　　　　　　　　　　　　印

山梨県副業・兼業人材活用促進事業費補助金実績報告書

　（元号）　　年　　月　　日付け　　第　　　　号で交付決定のあったこのことについて、山梨県副業・兼業人材活用促進事業費補助金交付要綱第９条の規定により、次のとおり報告します。

１　交付先口座

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 | 銀　　行  信用金庫  組　　合 | | | 支　店  出張所 |
| 預金の種別 | １．普 通  ２．当 座 | 口座番号 |  | |
| （フリガナ）  口座名義人 |  | | | |

２　添付書類

1. 実績報告書別紙（様式第４号の２）
2. 実績報告額内訳表（様式第４号の３）

（３）補助対象経費の金額が確認できる書類（請求書の写し等）

（４）補助対象経費の納付が確認できるもの（領収書、振込明細、通帳写し等）

（５）その他知事が必要と認める書類

（様式第４号の２）

実績報告書別紙

|  |  |
| --- | --- |
| １　副業・兼業人材の氏名 |  |
| ２　副業・兼業人材の居住地（都道府県） |  |
| ３　副業・兼業人材の勤務地（都道府県） |  |
| ４　副業・兼業人材の業務内容 |  |
| ５　副業・兼業人材の成果の概要 |  |
| ６　利用した有料職業紹介事業者 |  |
| ７　契約締結日 | 年　　月　　日 |
| ８　業務開始日 | 年　　月　　日 |
| ９　業務完了日 | 年　　月　　日 |
| 10　補助対象経費計  　　うち人材紹介手数料  　　うち報酬  　　うち移動費 | 円  （　　　　　　　　　　　　　　　　円）  （　　　　　　　　　　　　　　　　円）  （　　　　　　　　　　　　　　　　円） |
| 11　補助金交付申請額 | 円  （千円未満切り捨て） |

（様式第４号の３）

実績報告額内訳表

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 内容 | 積算 | 補助事業に要する経費 | 補助対象外経費（消費税等） | 補助対象  経費 |
| 人材紹介  手数料 |  |  |  |  |
| 報酬 |  |  |  |  |
| 交通費 | 【鉄道費】  グリーン車等特別に付加された料金は対象外 |  |  |  |
| 【バス運賃】 |  |  |  |
| 【その他移動に要する経費】  実費額によることができない場合の車賃の額は、1キロメートルにつき３７円 |  |  |  |
| 宿泊費 | 【宿泊費】  １泊当たりの上限額：12,000円/泊（食費は含まない。） |  |  |  |
| 合　計 | | 円 | 円 | 円 |

（注）１「積算」には、経費ごとに積算内容を記入すること。（@単価（消費税等込み）×数量＝金額（消費税等込み）

　　　２「補助事業に要する経費」については、請求書等による実績額を記載すること。

　　　３消費税額及び地方消費税額は、「補助対象外経費」欄に記入すること。「補助対象経費」は、「補助事業に要する経費」から「補助対象外経費」を控除した金額を記入すること。

様式第５号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　番　　　　　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　山梨県知事

山梨県副業・兼業人材活用促進事業費補助金額の確定通知書

　山梨県副業・兼業人材活用促進事業費補助金について、山梨県副業・兼業人材活用促進事業費補助金交付要綱第１０条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

　確定額　　　　　　金　　　　　　　　　　円